

第1号報告

平成30年度 事業計画について

平成30年度事業計画

〔I〕策定基調

我が国の経済は、アベノミクスによる数次の経済対策により、名目GDPは順調に推移し、企業収益も過去最高の水準となった。また、雇用については、正社員の有効求人倍率も調査開始以来初めて1倍を超え、デフレからの脱却に向けて大きく進んでいるとの評価も出てきている。さらに、政府はこの経済の成長軌道をより確実なものとするため、最大の課題である少子高齢化の克服に向けて「生産性革命」と「人づくり革命」を集中的に断行することとしている。

こうした状況の中、国民生活、産業活動のライフラインとして重要な責務を担うトラック運送業界は、働き方改革を推進し、長時間労働の是正・生産性の向上に取り組み、安全かつ環境に優しいトラック輸送の実現、魅力ある事業の確立、さらに業界の社会的地位向上のための諸施策の推進に向けて、懸案の諸課題克服と業界に課せられた公共的な使命の達成に業界をあげて全力を傾注しているところである。ついでには、今後のトラック運送事業の発展を期して、平成30年度事業として下記に示す最重点施策及び重点施策の12本の柱を立て、諸活動を積極的に展開していくこととする。

【最重点施策】

- (1) 長時間労働是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進
- (2) 標準貨物自動車運送約款の明確化等を踏まえた適正な運賃・料金収受の推進
- (3) 人材確保対策及び長崎県地域創生人材育成事業の推進
- (4) 交通及び労災事故の防止の徹底
- (5) 高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%の継続・恒久化、割引制度の充実及び高速道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現
- (6) 参入基準の厳格化等規制緩和の見直しの促進
- (7) 新技術を活用した物流の効率化等の推進

【重点施策】

- (1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (2) 燃料費対策等の推進
- (3) 環境・省エネ対策の推進
- (4) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (5) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

〔Ⅱ〕事業計画

【最重点施策】

(1) 長時間労働是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進

①「働き方改革の実現に向けたアクションプランの普及

- ・平成30年3月に策定した「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」について、国土交通省及び全ト協等と連携し、セミナー等を通じて、長時間労働の是正等に関する目標や働き方改革の実現に向けて取り組む事項など、アクションプランの内容について業界内へ普及を進め長時間労働是正を図る。
- ・長時間労働是正に係る抑止力強化のため国土交通省が検討している行政処分の強化について周知するとともに、法令義務等未遵守の事業者に対する指導強化等対応について検討を行う。

②荷主との連携による生産性向上に向けた取り組みの実施

- ・これまでのパイロット事業の実績を踏まえ、引き続き荷主とトラック運送事業者との連携による生産性向上に向けた取り組みを実施する。
- ・全ト協が、国土交通省、厚生労働省と連携し作成した、ガイドラインの普及を進めさらなる生産性向上が図られるよう取り組みを進める。
- ・トラック予約受付システムの導入、パレット化の促進及び規格統一化などについて検討を進め、その対策について普及を図り生産性向上に努める。

③賃金・労働環境の現状把握を図りつつ、労働関係法令改正への適切な対応

- ・トラックドライバー等の賃金や労働実態を把握し、労働時間法制の現状を踏まえ諸施策や要望活動等に対応する。
- ・労働関係法令改正について、最新の情報を収集するとともに、必要に応じて行政機関等と適切な情報交換等調整を行う。また、労働関係法令改正の内容やとるべき対応について会員事業者に正確な情報提供を行う。

(2) 標準貨物自動車運送約款の明確化等を踏まえた適正な運賃・料金收受の推進

①標準貨物自動車運送約款、契約の書面化及び下請・荷主適正取引推進ガイドラインの普及・定着

- ・運賃と料金の区別や附帯作業の内容が明確化された標準貨物自動車運送約款、契約の書面化及び下請・荷主適正取引推進ガイドラインについて、トラック運送業界及び荷主に対してさらなる周知を行い、普及・定着を図る。

②原価管理の徹底等による適正運賃・料金の收受

- ・国土交通省の「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」の最新の情報を収集し、適正な運賃・料金のあり方及びその收受に向けての方策について検討を行う。
- ・原価意識の強化及び適正運賃收受に繋がるセミナー等を開催するとともに、業界の指標となる経営分析報告書の作成と個別企業に対する経営診断助成を行う。

③その他

- ・物流施設の整備、荷役機械の購入、激甚災害を受けた場合の経営安定等に対する近代化基金融資を推進するとともに、当該融資に係る利子補給を行う。
- ・各都道府県信用保証協会のセーフティネット保証等の保証を受ける際に支払う保証料の助成事業を行う。

(3) 人材確保対策及び長崎県地域創生人材育成事業の推進

①長崎県地域創生人材育成事業の推進

- ・労働力需給のひっ迫によりドライバー不足の課題を解決するため、長崎県より「長崎県地域創生人材育成事業」受託し「将来を担う若者を地元に着させる」事業を実施する。

②高校新卒者の採用促進のための総合的な対策の策定及び実施

- ・新運転免許制度施行に伴い、準中型免許取得、普通免許限定解除に係る費用に対する支援を行い、若年ドライバーの確保を図る。
- ・インターンシップ実施希望事業者を調査するとともに、高校生等に対する業界への採用促進を検討する。

③女性、高齢者の採用等少子高齢化に対応した労働力確保及び育成・定着対策の推進

- ・トラック業界の労働力を確保し、定着を図るために、若年者、女性及び高齢者の採用活動、採用後の労務管理等のマニュアルを活用し、人材確保セミナーを通じ事業者への支援を図る。
- ・女性ドライバーの雇用促進に向けた働き方、職場環境整備等女性が働きやすい職場の実現に向けた改善策を検討する。

④事業後継者等の育成

- ・将来のトラック業界を担う優秀な人材を育成するため、物流経営士の認定事業の活用を図る。
- ・優秀な管理者を育成するため、(独)中小企業基盤整備機構が運営する中小企業大学の講座受講を促進する。
- ・事業後継者並びに青年経営者を育成するため、青年部会において実務に即した研修事業の実施を行い、業界の社会的地位向上に貢献する。
- ・女性の職業生活における活躍を推進するため、女性部会において、有効な施策の検討を行う。
- ・事業承継の方法や好事例をまとめた冊子を活用し、事業後継者の確保・育成に悩む中小事業者への支援を行う。

⑤人材確保に係る現状把握及び将来等の検証並びに業界として積極的な広報活動の展開

- ・全ト協が行う「トラック運送業界における人材確保の現状並びに将来動向等について把握・分析し、その課題や問題点を抽出し検証」に協力する。また、特に女性や次世代を担う若年労働者層、ドライバー未経験者等の求職者に対し、トラック運送

業界の社会的役割等を積極的にPRし、職業としての魅力をアピールする。

(4) 交通及び労災事故の防止の徹底

○交通事故防止対策

①事業用トラックによる交通事故実態の把握と要因分析

- ・事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を車両台数1万台当たり「1.5」以下とする目標を掲げ、事故防止の推進を図る。
- ・車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細に交通事故実態を分析・把握し、有効な事故防止対策を立てる。

②追突事故及び交差点、高速道路における事故防止対策の啓発

- ・事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針の強化に対応し、ドライバー教育テキストを活用したトラックドライバーの初任運転者教育等について実施体制等を強化し、交通事故防止の実効性向上を図る。
- ・交通事故実態に即した事故防止セミナー等を通じて、交通事故防止の意識の高揚を図る。また、効果的な映像を活用した実践的なドライブレコーダセミナーとするほか、「WEB版ヒヤリハット集」の充実を図る。

③安全対策機器の普及促進

- ・ドライブレコーダをはじめとした後方視野等確認支援装置、アルコールインターロックなど安全対策機器の導入を助成し、積極的な普及促進を図る。
- ・衝突時被害軽減ブレーキ搭載車両等先進安全自動車（ASV）の普及拡大を図る。

④高度なIT点呼システムの普及拡大

- ・運行管理の効率化を図るため、IT点呼に係る活用範囲の拡大を図るとともに、輸送の安全確保体制の充実を図る。
- ・デジタル式運行記録計等の高度化に合わせ、IT機器等を活用した高度な点呼システムの普及拡大を図る。

⑤国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保

- ・「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」の更なる周知活動と、国際海上コンテナ輸送における運行の適正化および交通事故防止の徹底を図る。
- ・45ftコンテナの陸上輸送における安全性の確保や法的環境整備、マルチトレーラ等輸送を効率化する新技術導入に向けた方策を推進する。

⑥「運輸安全マネジメント」の普及拡大

- ・運輸安全マネジメント評価制度見直し（最低車両台数の範囲拡大）について周知するとともに、運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取組みの深度化、高度化を図るため、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進する。

⑦駐車問題見直しへの対応

- ・貨物集配中の事業用トラックに係る駐車規制の見直しに伴う諸課題について情報収集に努め、必要に応じ、改善に向けた関係機関への働きかけを行う。

- ・トラックドライバーの労働環境の改善に向け、大型車駐車場案内システムについて情報収集を行う。

⑧全国トラックドライバー・コンテストへの派遣

- ・安全意識ならびに運転技能の向上を図るためドライバー・コンテストを実施し、優秀運転者を「全国トラックドライバー・コンテスト」に派遣する。

⑨トラックステーションの管理運営

- ・長距離運行トラックの安全運行確保を目的とした、トラックステーションの管理運営について、利用実態を踏まえた運営の効率化を図りつつ、利用者が快適に施設を利用できるよう計画的な施設の保全及び運営を行なう。

○労働対策

①過労死等防止対策の推進

- ・平成 29 年度に策定した「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、関係者が一丸となって過労死等防止対策を推進する。
- ・「過労死等防止対策白書」（厚生労働省発行）に基づき、過労死防止対策等を取りまとめた啓発資料を活用したセミナー等を通じ、過労死防止の意識の高揚を図るとともに、過労死予防対策の普及・促進を図る。

②健康状態に起因する事故及びメンタルヘルス対策の推進

- ・「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」を活用したセミナー等を通じ、健康起因事故防止対策を推進するとともに、メンタルヘルス対策強化について普及・啓発を図る。
- ・中小トラック運送事業者のための健康管理システムについて、導入・活用を推進する。
- ・また、国土交通省の「事業用自動車健康起因事故対策協議会」で審議する脳・心臓など主要疾病等に対する検査方法等について普及を図る。
- ・ドライバーの睡眠時無呼吸症候群（S A S）スクリーニング検査に対する助成を行うとともに、スクリーニング検査後の治療状況などの把握に努める。

③労働災害防止、荷主対策の推進

- ・荷主先を含めた労働災害の発生状況等の実態を調査分析・把握するため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等関係機関との連携を図りつつ、第 1 3 次労働災害防止計画（2018～2022）を踏まえた労働災害防止に取り組む。
- ・安全衛生管理の徹底と、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・徹底を図る。

④高速道路の S A ・ P A、道の駅における駐車スペースの確保・拡充

- ・ドライバーが計画通り運行し、労働関係法令を遵守できるよう、高速道路の S A ・ P A、道の駅等における駐車スペースの確保や拡充について、要望を行うなど対応を図る。

⑤フェリー利用等の推進に向けた対策

- ・北海道・九州～本州間等のフェリー利用等について、高速道路料金の割引に相当する助成制度の創設の要望など、フェリー利用等の推進に向けた対策の検討を行う。

(5) 高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%の継続・恒久化、割引制度の充実及び更なる高速道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現

①大口・多頻度割引最大50%の継続・恒久化及び更なる割引制度の充実

- ・高速道路の利用をさらに促進するため、高速道路料金の大口・多頻度割引最大50%の継続・恒久化及び長距離通減制の割引及び深夜割引等の拡充など更なる割引制度の充実に向けて、積極的な要望活動や全ト協等との調整を行う。

②全国の高速道路ネットワークの積極的な整備の推進及びミッシングリンクの解消

- ・輸送時間の短縮、定時性の確保、物流効率化による経済活動の活性化等高速道路の持つ効果が最大限に発揮されるよう、高速道路ネットワークの積極的な整備の推進やミッシングリンクの解消に向けて、全ト協や都道府県トラック協会と連携を図り、積極的な要望活動を行う。

③高速道路における暫定2車線の4車線化など安全対策の推進や渋滞対策の推進

- ・より安全に高速道路を利用し、輸送時間の短縮など高速道路の持つ効果が最大限に発揮されるよう、暫定2車線の4車線化など安全対策及び渋滞対策の推進に向けて、全ト協や都道府県トラック協会と連携を図り、積極的な要望活動を行う。

④ETC2.0を活用した物流対策

- ・ETC2.0の更なる普及促進を図るため、ETC2.0を活用した「車両運行管理支援サービス」の普及、高速道路から一時退出した場合の退出時間の拡充や料金の継続、「特車ゴールド」（特殊車両通行許可の簡素化）の周知等各種物流対策の充実に向けた対応を図る。

(6) 参入基準の厳格化等規制緩和の見直しの促進

①参入基準の厳格化等規制緩和の見直しの促進

- ・国土交通省と適正化実施機関との連携を強化し、新規事業者の参入基準の厳格化等行き過ぎた規制緩和の見直しを要望する。
- ・利用運送事業に関して、実態を踏まえつつ、規制の在り方等について検討を行う。
- ・貨物自動車運送事業の許可に係る更新制度について検討を行う。

(7) 新技術を活用した物流の効率化等の推進

①自動運転・隊列走行の対応

- ・国の先進安全自動車（ASV）推進計画及び隊列走行実現に向けた情報を収集し、より安全性の高い自動車運転技術の普及等に取り組む。
- ・ドライバー不足や生産性向上等に資する自動運転・隊列走行など新技術を活用した物流の効率化等の推進について要望を行うとともに、関係機関と検討を行う。

② I T化の推進

- ・ 中小トラック運送事業者を対象とした情報化支援諸施策を行う。また、先進活用事例やセキュリティ対策等を幅広く周知するとともに、セミナーを開催するなど I T 活用の推進を図り、事業者の生産性向上等を支援する。
- ・ 輸送効率向上と I T化を促進するため、求荷求車情報ネットワーク事業を支援する。

③中継輸送及び共同輸配送の対応

- ・ 国土交通省の「中継輸送実施の手引き」について周知するなど、中小事業者が対応可能な中継輸送や共同輸配送について必要な対応を図る。

【重点施策】

(1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

①自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

- ・ 自動車関係諸税の簡素化・軽減に向けて、自動車関係団体と連携を図り、政府与党等に対し要望・陳情活動を積極的に展開する。また、営業用トラックに対して新たな税負担となるような議論が生じた場合には、これを阻止するための要望・陳情活動を展開する。

②軽油引取税の旧暫定税率の廃止等税負担の軽減

- ・ 軽油引取税は、一般財源化により本来国民が公平に負担すべきであるにもかかわらず、「当分の間税率」と名前を変えてトラック運送事業者が負担を強いられており、税負担の公平の原則に著しく反していることから、軽油引取税の旧暫定税率の廃止に向けて、政府与党等に対し要望・陳情活動を展開する。

(2) 燃料費対策等の推進

①自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資の実施

- ・ 自家用燃料供給施設に対する助成を実施するとともに、助成を受けた給油施設を大災害等の際の緊急輸送時における燃料供給に活用する。
- ・ 軽油等燃料費対策および環境・省エネに対する重要性に鑑み、最新排出ガス規制適合車等の導入に必要な設備資金融資に対する利子補給を行う。

②石油製品価格動向調査の実施

- ・ 石油製品価格の動向を調査するとともに、石油製品及び石油製品間の需給動向や価格の変動要因について情報収集を行い、対応策を検討する。

③燃料サーチャージ導入の積極的な促進

- ・ 国土交通省と連携を図り、燃料サーチャージガイドラインを周知するなど導入を促進するとともに、サーチャージなどを適正に収受するための方策を検討する。

(3) 環境・省エネ対策の推進

①新・環境基本行動計画の推進

- ・「新環境基本行動計画」を踏まえ、先進環境対応車の導入の促進、車両の大型化等輸送の効率化、環境啓発活動を推進する。
- ・COP21で採択されたパリ協定を踏まえ閣議決定された「地球温暖化対策計画」に基づく温室効果ガスの排出抑制に取り組む。
- ②エコドライブの徹底に向けたアイドリングストップ支援機器の普及促進
 - ・エアヒーター、バッテリー式冷暖房装置等の導入のための事業を実施する。
- ③NGV等環境対応車の普及促進
 - ・環境対応車であるNGV及びハイブリッド車の導入を促進する事業を実施する。

(4) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底

- ①事故防止・安全対策等の指導内容の充実強化及び事業者・運行管理者等に対する指導・啓発の推進
 - ・巡回指導は、新規事業者、総合評価が低い事業者等、優先度に応じた指導内容及び頻度で行い、法令遵守の徹底について指導・啓発を図る。また、巡回指導実施目標件数を定めるなど指導の強化を図る。
 - ・行政と連携し、速報制度並びに新規参入事業者に対する新規巡回指導及び労基特別巡回指導への的確な対応を図る。
 - ・巡回指導等を通じて、社会保険等の未加入事業者に対し、社会保険制度に関する周知を図るとともに、加入の徹底を的確に指導する。
 - ・地方実施機関に対する巡回指導の実態調査等により、新しい巡回指導指針、マニュアルの徹底を図り、評価手法の全国均一化を推進する。
 - ・適正化事業指導員の専任化を推進し、指導体制の強化を図る。
- ②安全性評価事業（Gマーク制度）の積極的な推進及び普及促進策の実施
 - ・「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）」について、引き続き関係行政機関や全国貨物自動車運送適正化事業実施機関と連携し、円滑な推進を図る。
 - ・Gマーク制度の認知度アップを図るため、引き続きGマークラッピングトラックの走行及びWEBを利用した一般消費者等向けの認知度アンケートを実施するなど広報啓発活動を展開する。また、荷主等に対し、Gマークの安全優位性について啓発を行うなど、Gマーク事業所の利用促進を図る。
 - ・荷主に対して、Gマーク取得事業所の優位を高める方策について検討を図る。
 - ・Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。
- ③適正化事業指導員に係る研修事業の充実並びに更なる資質の向上
 - ・全国研修では、実践的な調査技術や専門的知識の修得等、指導実務に即した研修に参加する。特に、時宜を得たテーマが設定される特別研修及びスキルアップ研修参加に配慮する。

- ・運輸局、運輸支局との官民合同の地方ブロック研修に参加し情報の共有を図るとともに、地域の諸課題について討議を行う。
- ・全国研修を補完する小規模グループ研修では、模擬巡回指導やグループ討議等の実施により、評価手法の全国均一化を図る。
- ・適正化事業指導員の更なる資質の向上を図るため、運行管理者資格の取得を積極的に推進する。

④車両及び道路通行等諸規制の緩和要望の推進

- ・車両制限令及び特車申請の運用のあり方等について、制度の簡素化・手続きの迅速化、また各種規制の緩和等について、国土交通省等に対して適宜要望を行う。
- ・車両制限令違反者に対する大口多頻度割引停止措置の運用について実態を踏まえ、国土交通省等に対して適宜要望を行う。

⑤特殊車両通行許可制度の遵守の徹底

- ・特殊車両にかかる法令遵守等を図るため、許可条件違反への対応等関係法令改正について関係行政機関と連携し講習会を開催する。

(5) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

①大規模災害発生時における緊急物資輸送体制の確立及び復興関連申請書手続きの弾力的運用

- ・全ト協「防災業務計画」に基づき、必要な体制整備を推進するとともに、これまでの大規模災害対応等を踏まえつつ緊急物資輸送体制の確立を図る。
- ・他の指定公共機関との連携強化を図るとともに、県等の関係機関の訓練に積極的に対応する。また、全日本トラック協会と各都道府県トラック協会間の緊急通信体制（テレビ会議システム等）の整備及び情報伝達の訓練を行う。
- ・トラック運送事業者及び協同組合の自家用スタンドを活用した給油ネットワークの整備を推進する。
- ・災害発生時や復興時においてトラック輸送に必要となる諸手続きの簡素化、ダンプカーやセメント輸送車両の緊急時の輸送体制のあり方について検討する。

②大規模災害発生時に備えた基礎知識の習得

- ・大規模災害発生時における広域的な物資輸送体制の確立を図るため、全ト協及び各都道府県トラック協会と連携し、基礎知識の習得に努める。

(6) その他

①女性部会の設立の準備

- ・理事会、総会等での女性部会設立の承認の後、女性のトラック業界での活躍を推進するため長崎県トラック協会の女性経営者等の組織を構成員とする女性部会を設立する。

②引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービスの向上

- ・引越事業者優良認定制度の普及促進を図るとともに、一般消費者の認知度を向上させるための積極的な周知活動を行う。
- ・一般消費者からの輸送相談に対応するため、関係行政、関係団体、法律専門家等との連携により、相談体制の強化を図る。
- ・引越講習（引越基本講習、引越管理者講習）を開催して、引越約款や法令等の周知徹底を図る。

③標準引越運送約款改正に伴う事業者及び消費者への周知

- ・平成30年6月に改正が予定されている標準引越運送約款について、引越講習等で事業者へ周知徹底するとともに、消費者への周知活動を推進する。

④機関紙「ながさきトラック広報」及びホームページによる会員事業者向け情報提供と各種広報媒体を活用した対策の推進

- ・トラック運送業界及び関係行政機関の活動や、トラック運送事業経営に役立つ情報を提供するため、機関紙「ながさきトラック広報」を毎月発行し、会員事業者をはじめ、関係行政機関等に配布する。
- ・情報発信の基盤的役割を担うホームページを運営し、常に鮮度の高い情報発信に努めるとともに、各種情報のデータベース化により、多様化する情報ニーズに幅広く対応するとともに県民に対する情報の提供にも努める。
- ・10月9日「トラックの日」を中心に、県民にトラック運送事業の果たす重要な役割や現状、課題等について理解と関心を深めてもらうため、広報活動を展開すると同時に広く県民に広報する。
- ・荷主に対しトラック運送事業者の現状を訴えるとともに、適正取引の推進、安全性評価事業(Gマーク制度)、引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)の普及に向けて、各種メディアへのPR活動を展開する。

⑤全ト協及び都道府県トラック協会の情報共有化対策の推進及び連携体制の整備

- ・全ト協と都道府県トラック協会の情報共有化について検討する。
- ・会員事業者の助成金の活用状況、Gマークの取得状況など様々な情報について、マイナンバー（事業所番号）を活用した検索について検討を行う。

⑥共同施設(研修会館)整備事業

- ・各研修事業等において、会館の積極的な活用を図ると共に、会館の補修等適切な維持管理を行う

⑦庶務関係事項

- ・表彰・顕彰等については、業界の永年勤続者等の表彰、優良運転者等の表彰、正しい運転・明るい輸送運動による表彰等を実施する。
- ・開催する会議は、通常総会(年1回)、理事会(年4回)とし、必要により随時正副会長会議及び各委員会・部会とする。